

吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議設置要領

(目的)

第1条 この要領は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）を策定・推進するにあたり、必要な意見又は助言を聴取するため、吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 検討会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略に関する事項
- (2) 吹田市人口ビジョンに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員8人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体関係者
- (3) 金融機関関係者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。委員が欠けた場合に選任する委員の任期は、前の委員の任期の残期間とする。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第4条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、検討会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第6条 検討会議は、市長が招集する。

2 委員長は、同会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(報償)

第7条 委員への謝礼は、検討会議出席1回につき8,400円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、行政経営部企画財政室において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会議の構成及び運営に関し必要な事項は、行政経営部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。